

平成23年4月4日  
関東経済産業局

## 東日本大震災に関するガスの災害特別措置の認可について（第8報）

関東経済産業局は、本日、災害救助法が適用された市町村において被災したガスの需要家等が、それぞれの供給区域内または他の供給区域の公営住宅等に移転する場合等の特別措置の認可を行いました。

1. 平成23年3月11日の東日本大震災による被害により、災害救助法が適用された地域（以下「被災地」という。）の需要家が支払うガス料金については、東日本ガス株式会社及び京葉瓦斯株式会社等（一般ガス事業者10事業者、簡易ガス事業者49事業者）からの申請に基づき、支払期限の延長や不使用月の基本料金の免除などの災害特別措置を講じているところです。
2. しかしながら、これらの措置は被災地の需要家においてのみ適用されるものであり、全壊・消失等により同一ガス会社管内または他のガス会社管内の公営住宅に移転した場合等には適用されません。
3. これら被災者のおかれた状況に配慮して、平成23年3月31日及び4月1日に措置したものと同様に、同一ガス会社管内または他のガス会社管内の公営住宅に移転する被災者等に対し災害特別措置を講ずるとともに、今回の被害状況を鑑み、被災地においても支払期限を更に延伸する追加措置を講ずるなどの特別措置（別紙1参照）について、平成23年4月4日に、下記事業者から認可申請を受け、即日、特別措置の認可を行いました。
4. 当該災害特別措置については、災害救助法の適用された日（平成23年3月11日）まで遡及して適用されます。
5. なお、今後、被害が深刻化・長期化するような場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定です。

### 記

- 一般ガス事業者（4事業者）
  - 簡易ガス事業者（5事業者）
- 別紙2参照

（本発表資料のお問い合わせ先）  
関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課  
担当者：村山、古川  
電話：048-600-0411（直通）

## ガス事業についての特別措置の内容

被災地の事業者及び被災地以外の事業者における特別措置の内容は、概ね以下のとおり。

### 1. 被災地の事業者における特別措置

- (1) 被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事について、平成23年5月31日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担とする。
- (2) 被災された需要家の平成23年2月検針分（早収期限日又は支払期限日が災害救助法の適用日（3月11日）以降となるもの）は4ヶ月間、3月検針分は3ヶ月間、4月検針分は2ヶ月間、5月検針分は1ヶ月、ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ延長する。
- (3) 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。

### 2. 被災地以外の事業者における特別措置

- (1) 被災された需要家が、被災を受けた同一場所でなく公営住宅等に移転した場合において、平成23年3月検針分は3ヶ月間、4月検針分は2ヶ月間、5月検針分は1ヶ月、ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ延長する。

ガスの災害特別措置の認可を行った事業者

一般ガス事業者：(4事業者)

○被災地以外の公営住宅等に移転する場合の特別措置認可事業者(4事業者)

1. 厚木瓦斯株式会社 (神奈川県)
2. 新発田ガス株式会社 (新潟県)
3. 白根瓦斯株式会社 (新潟県)
4. 柏崎市 (新潟県)

簡易ガス事業者：(5事業者)

○被災地内における特別措置の認可事業者(3事業者)

1. 日本瓦斯株式会社 (茨城県外、79団地)
2. 株式会社サイサン (茨城県外、28団地)
3. 株式会社宇田川ガスワン (茨城県、4団地)

○被災地以外の公営住宅等に移転する場合の特別措置認可事業者(4事業者)

1. 太田都市ガス株式会社 (群馬県、1団地)
2. 厚木瓦斯株式会社 (神奈川県、3団地)
3. 日本瓦斯株式会社 (茨城県外、265団地)
4. 株式会社サイサン (茨城県、1団地)